

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月20日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 木本 茂
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部副本部長、財務部長 山下 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号
【電話番号】	03(3668)7083
【事務連絡者氏名】	企画本部財務担当部長 園田 篤弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年(平成30年)3月14日
【発行登録書の効力発生日】	2018年(平成30年)3月22日
【発行登録書の有効期限】	2020年(平成32年)3月21日
【発行登録番号】	30-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年11月20日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書を2018年11月20日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年3月14日付で提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号) 株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地) 株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。